

よくある質問（交付申請時）

Q1 どのような場合に補助を受けることができますか？

A 市内に居住している又は、今後市内に居住する**個人の方**が設備を**購入**し、市内にある**自身が居住する戸建住宅**に設置する場合に補助を受けることができます。

（リース等で導入時に所有権が申請者がない場合、**一部でも事業に用いる場合**、申請者が**個人でない場合等**については**補助対象外**です）

Q2 他の補助金との併用は可能ですか？

A 国、県等の他の公的な補助と併用できます。ただし、同一事業で四日市市から他の補助金の交付を受けている場合は、この補助金を受けることはできません。

Q3 いつまでに申請を行えばいいですか？

A **工事着工の3週間前**までにご申請いただくようご協力をお願いします。工事を始める前に申請書の提出を終えて市から補助対象として認められている必要があり、その手続きに3週間ほどお時間をいただくためです。既に工事が始まっている場合や導入済みの設備については補助の対象とすることができませんのでご注意ください。（ZEH、GX 志向型住宅（以下、ZEH 等という）であれば基礎工事の着工前、それ以外の申請設備の場合は取付工事前の申請が必要です）

Q4 ZEH 等の太陽光パネルについて、リースやオンサイト PPA のように所有が申請者とならない場合 ZEH としての補助を受けることはできますか？

A 補助金の交付対象となる設備は、自己が所有するものに限ります。ZEH 等には発電エネルギーと消費エネルギーの比率が一定の基準を超えているという要件があるため、その ZEH 等の要件を満たすための設備が自己所有でない場合、ZEH 等を所有しているとは判断できないため **ZEH 等としては補助を受けることはできません**。

Q5 ZEH には NearlyZEH も含みますか？

A **NearlyZEH は含みません**。ただし、太陽光発電設備+HEMS というように個々の設備分は申請できます。一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であることを ZEH 取り扱いの基準にしているため、ゼロエネ相当の基準を満たさない NearlyZEH は補助対象の ZEH には含まれません。

Q6 補助対象設備が設置されている住宅を購入する場合、申請対象となりますか？

A 対象となりますが、未使用である必要があります。

なお、戸建て等の既設住宅（ZEH 等）や補助対象設備が設置された既設住宅を購入する場合には、補助対象設備が設置されてから誰にも居住に供されたことがなく、かつ、設置後一年を経過していないことを本補助金における未使用の条件としています。

よくある質問（変更申請時）

Q1 変更申請が必要となるケースについて

A 変更申請が必要になる変更は、設置する機器が変更になった場合（廃版やモデルチェンジによる型番の変更も含みます。）や設置自体を中止する場合、完了年度が変更となった場合等に必要となります。太陽光発電設備のモジュールの設置枚数が変更となり出力の合計値が変わる場合については、変更申請の提出は不要です。

Q2 変更申請を提出するタイミングについて

A 変更申請のタイミングは事業に変更が生じたら速やかに提出をしてください。設置機器の変更が生じた場合、設置工事前に必ず提出してください。

Q3 変更申請の添付書類について

A 変更申請書に添付が必要な書類は、変更後の内容を記載した様式第1号別紙と設置機器の変更を伴う場合についてはその機器の型番が確認できるカタログ等となります。

よくある質問（実績報告時）

Q1 領収書に記載が必要な事項について

A 補助金の交付のためには補助対象事業にどれだけの費用が掛かり、いくら支払ったかを確認する必要があります。つまり、領収書には何に対していくら支払ったのかが明記されていなければなりません。領収書の但し書きで内訳を記載するもしくは、別紙として領収内容内訳書を添付し内訳を明記する必要があります。なお、領収内容内訳書を添付いただく場合は、領収内容内訳書に領収書と同じ印影が必要となります。

また、支払っていることの確認が必要となるため、見積書等の支払いの有無に関わらず発行される書類では領収書に代えることはできません。同様の理由で、見積書を領収内容内訳書に代えることもできません。

Q2 太陽光発電設備の写真について

A 太陽光発電設備に限らずすべての設備に共通しますが、補助対象設備は設置された設備をしっかりと収めた写真が必要となり、映り方によっては添付資料として認めることができない場合があります。屋根に取り付ける太陽光発電設備は撮影が他の設備より難しい場合が考えられるので、取付工事の際に撮影するという方法もご検討ください。

Q3 太陽光発電設備で必要となる電力需給契約に関する書類について

A 原則、「発電設備の連携に関するお知らせ」又は「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」の写しのいずれかを提出いただく必要があります。それぞれ電力会社、資源エネルギー庁から発行される書類ですので、お手元に届かれたら市への提出用として写しをお取りください。

Q4 事業完了日はいつにしたら良いですか

A 事業完了日は実績報告に必要な書類のすべてが発行された日としてください。
添付書類の内、最も後に発行された書類の日付となります。

Q5 ZEH 等の実績報告に必要な領収書及び領収内容証明書、施工証明書について

A ZEH 等については、住宅の建築に必要な費用全体（太陽光設備を含む）の領収書等が必要となります。領収内容証明書は領収書の金額（領収書が複数発行される場合、その合計金額）と一致するようにしてください。また、領収内容証明書と施工証明書は、原則原本の提出が必要です。

よくある質問（請求時）

Q1 請求書の記入について

- A 請求書は申請者本人の署名または記名押印が必要となります。
印字のみで押印がないもの、原本コピーしたもの等は不可となります。
署名または記名押印いただいた原本を提出ください。
請求金額は押印の有無に関わらず訂正できません。

Q2 電子での交付請求について

- A マイナンバーカードをお持ちの場合、四日市市電子申請システムからオンラインで請求することが可能です。詳細につきましてはホームページの当補助金の募集ページをご覧ください。